

静岡労働局発表
令和8年6月10日

頭撮り可

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 藤原 典子
賃金指導官 仲倉 大輔
(電話) 054-254-6315

静岡県最低賃金の改正諮問について

～静岡地方最低賃金審議会を6月30日に開催します～

- 静岡労働局長（國分一行）は、令和8年6月30日（火）に開催される静岡地方最低賃金審議会において、静岡県最低賃金（現行時間額 1,097 円）の改正について諮問します。
- 静岡県最低賃金の改正に当たっては、今後、同審議会に専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額（全都道府県をABC3つのランクに分けて引上げ額の「目安」を提示。静岡県はBランク。）、労働者の生計費・労働者の賃金実態・通常の事業の賃金支払能力等の状況が記載された各種経済指標などを参考に具体的な審議が行われます。
- 静岡地方最低賃金審議会の開催日時等は次のとおりです。
日時：令和8年6月30日（火）午前10時00分
場所：静岡県産業経済会館3階 第1会議室（静岡市葵区追手町44-1）
- 静岡県最低賃金の推移は次のとおりです。

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
時間額	913円	944円	984円	1,034円	1,097円
発効日	10月2日	10月5日	10月1日	10月1日	11月1日
引上げ額	28円	31円	40円	50円	63円
引上げ率	3.16%	3.40%	4.24%	5.08%	6.09%

※静岡県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

5 一般の方の傍聴申し込みについては、静岡労働局ホームページをご確認ください。

6 取材を希望される報道機関の方は、令和8年6月23日(火)までに、静岡労働局賃金室の担当まで電話連絡願います。

会場の関係上、申込多数の場合は入場を制限させていただくことがあります。

《担当》

静岡労働局 賃金室 担当 藤原、仲倉

電話 054-254-6315

※ 注意事項

会議冒頭に限り写真撮影及びビデオ撮影が可能です。審議中の写真撮影、ビデオ撮影及び録音をすることはできません。